

[平成23年 9月12日文教委員会-09月12日-01号]

◆芝田 委員 皆様おはようございます。公明党の芝田でございます。

きょうは3項目について質問させていただきます。まず順番としては教育環境について、そしてその後、学校徴収金について、そして校務支援について質疑をさせていただきます。

まず、学校環境についてですが、前回の6月議会でも中学校等の荒れを指摘もさせていただきまして、議論をさせていただきましたけども、現状、小学校を含め、中学校も含めてですね、現在堺市内の小・中学校の荒れについて現況をお伺いいたします。

◎山本 生徒指導課長 本市では秩序と活気のある学校づくりの実現に向けまして、校長のリーダーシップのもと、組織的な生徒指導体制を確立するとともに、地域や警察などの関係機関との連携強化に取り組んでおり、現在、いわゆる教師の指導に全く従わない生徒が多数いるというような、いわゆる荒れているという学校はないというふうに認識しております。ただ、学校個別には暴力行為あるいは器物損壊、あるいは不登校、いじめ等発生しておりまして、学校独自で取り組んでおる状況でございます。以上でございます。

◆芝田 委員 6月議会からきょうに至るまで、やはりいろんな御意見をいただいて、特に、まだ中学生じゃないのに、小学校の低学年やのに、お孫さんがその中学校に行くので、何とかしてほしいというような、先を見込んでのいろんな相談もあったり、そして、また学校外ではいわゆるかつあげ、お金を巻き上げるようなことがずっと続いて、大変保護者にとってもつらいお話も聞くに至りました。

学力向上の話と、いわゆる市内のこういった荒れについては、やはりすぐさまに結果が出るということはないかもわかりませんが、当局の御努力は把握はさせていただいておりますけども、しっかりこの12月、また3月議会もしっかりまた議論を展開してまいりたいなというふうに思っております。

今回は特に美化について、いわゆる学校のトイレが壊れて使えない、そしてまた落書きがある、そしてまた廊下等も砂ぼこりで汚い、教室も汚いという、そういう美化についての絞って質問させていただきたいと思えます。

最近、静ひつなる学校環境についてという言葉をよくお聞きいたしますし、私も何となく理解はさせていただいておりますが、この静ひつなる教育環境について、当局の御認識をお伺いしたいと思えます。

◎山本 生徒指導課長 環境美化と静ひつな教育環境との関連につきましては、本年3月に策定いたしました秩序と活気のある学校づくりガイドラインの中でも環境の乱れは学校の荒れの発生期にあらわれる事象の1つであるというふうに挙げておりまして、環境美化は静ひつな教育環境づくりのため、学校全体として取り組んでいかなければならないことであるというふうに認識しております。以上でございます。

◆芝田 委員 相関関係といいますと、なかなか我々もやはりきれいな学校は、生徒も教育に、学力というか、勉強に熱心で、また文武両道というか、スポーツも頑張っている

というようなイメージがわくわけですが、学校に行って、いわゆる先ほど言いましたような美化が大変厳しい状況の学校は、そういった環境が整ってないがゆえに、そこで学ぶ生徒の資質といったらあれですけども、状況が厳しいんじゃないかという認識はあるんですが、当局はその辺どのように認識されておりますか。

◎山本 生徒指導課長 数字をとって調べたわけではございませんが、指導がなかなか行き届かない学校ということになりますと、環境のほうにも目が行き届かない場合が多く、一定相関関係あるんじゃないかというふうに認識しております。以上でございます。

◆芝田 委員 学校の中をPTAの方が掃除をしているとかいう風景も見たり、また学校外でもですね、地域の方、またPTAの方が、また生徒も掃除をする場面を見たことあるわけですけども、日常的に、中学校に限定させていただきますと、清掃活動はどのような単位で、どういったことをされているかお聞きいたします。

◎山本 生徒指導課長 中学校ということですけども、各学校におきましては、日々生徒によります清掃活動が行われ、教室、廊下、特別教室、運動場等清潔な教育環境が保たれるよう努めております。さらに、生徒の美化意識を高めるために、生徒会などによる花の栽培や校内の清掃活動、地域・保護者と一緒になっての校区内清掃活動などが行われております。以上でございます。

◆芝田 委員 例えば、毎日授業が終わると、教室は掃除するわけですか、中学校の場合。

◎山本 生徒指導課長 毎日清掃しております。以上でございます。

◆芝田 委員 ここでちょっと資料を映させていただきます。

いわゆる上履きについての資料でありますけど、これについて御説明願いたいと思いません。

◎山本 生徒指導課長 小学校ではすべての小学校で通学靴と上履きを使用しております、94校中94校というふうに、通学靴と上履きの数となっております。そのうち、ここにはございませんが、56校でさらに体育館シューズを使用しているという状況があります。また、中学校では通学靴と上履きを使用している学校が43校中37校で、通学靴のみを使用している中学校が6校となっております。ここにはございませんが、体育館シューズの使用状況につきましては、通学靴、上履き、体育館シューズの3足をしている中学校が30校、通学靴と体育館シューズの2足を使用している中学校が6校、上履きを体育館シューズと兼用している中学校が7校というふうになっております。以上でございます。

◆芝田 委員 小学校は通学靴と上履きということでされておるわけですが、特にまた94校のうち38校は通学して教室に入る前に上履きにかえて、そして、なおかつ体育館に行くときには体育館シューズをはくということで、3足制が38校あると。残り56校は教室に入るときに体育館シューズをはいて、体育館行くときには、またそのまま行くというようなことであります。

特に、中学校のこの数字でありますように、30校がいわゆる3足制で、学校に行ったときに上履きにかえて、体育館でまたシューズにはきかえるのは3足制が30校で、7校は学校に来て体育館シューズにはきかえて、また体育館に行くときには体育館シューズでそのまま行くということで、7校があるということで、ここに示されていない6校が、いわゆる土足のままに教室に入るということで、確かに以前は上履きがあったわけですがけれども、いろんな事情でそのまま土足で教室に入って、体育館を使用するときだけは体育館シューズにはきかえるということでもあります。

この辺について、私も現場から声が上がって、こういったことも是正してほしいというような声があるわけですが、これ教育委員会としては、この辺の2足制、3足制、特に中学校の6校の土足で教室で授業を受けるというのは、何か決まりとか、また是正するようなそういった措置というのはあるんでしょうか。

◎山本 生徒指導課長 靴につきましては、2足制にしなければならない、3足制にしなければならないという規則は教育委員会ではつくってはおりません。土足のまま教室へ入っている学校につきましても、それぞれに今の現状でよしとしている学校、あるいは上履きに移行を考えている学校、さまざまでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 規則がまたなければ、やはり美化という観点から、そして、また毎日掃除をされるということですね、中学校も。そういった意味で、やはり清潔、そしてまた、いろんなやっぱり、そういったほこりに弱いアレルギーの方もおられますし、そういった意味では現場から変えてほしいという声が上がりましたら、しっかり教育委員会としてもお願いしたいなというふうに思いますが、そこにいろんな問題が、課題があると思いますが、どういった課題が浮かび上がってきますでしょうか。

◎山本 生徒指導課長 上履きを使用していない学校も、理由としましては、課題といたしましては、靴箱の設置場所等さまざまなことが考えられます。以上でございます。

◆芝田 委員 場所がないということですが、私もいろんな方からお聞きしまして、上野芝中学校もいわゆる土足だったらしいですがけれども、いわゆる体育館ができて、空き教室を利用して、そこが靴を履きかえるスペースを確保したというふうなこともお聞きしておりますので、しっかりまた明年度の予算案のいろんなヒアリング等があると思いますが、しっかり現場からの声を聞いていただいて、そしてまた敷地とか、また空き教室も最大限に活用して、美化に努めていただきたいと思います。それを要望いたしまして、この質問は終わります。

次に、学校徴収金についてお伺いいたしますが、学校徴収金にはどのようなものがあるかお答えください。

◎柳井 教務課長 本市では学校徴収金の種類を堺市立学校園徴収金事務取扱要領におきまして、法令に基づく徴収金と学校教育活動に係る徴収金とに分類しております。法令に基づく徴収金の項目には、学校給食費と独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金がございます。また、学校教育活動に係る徴収金の項目には、実習費を含む補助教

材費、校外学習や映画鑑賞等の行事に係る行事費、それから進路指導に関する経費を含む学年費、修学旅行などの泊を伴う行事に係る修学旅行積立金、それから卒業アルバム制作等に係る卒業積立金、そして高等学校の生徒会費が含まれております。以上でございます。

◆芝田 委員 この学校徴収金が未納の問題が社会問題というか、マスコミでも、また新聞でも取り上げられまして、特に学校給食費、国では二十数億円というようなことが滞納になっているということもお聞きして、大変市民、国民からはいろいろな声を寄せられた私も記憶あるわけですけど、今でもやはり子ども手当が、児童手当から子ども手当に移りまして、そういったことも徴収できないのかというような声も、語る会等でもお聞きいたしますが、そういった中で、本市の学校給食費の未納の状況についてお答えいただきたいと思っております。過去3年にわたりましてお答えください。

◎小林 保健給食課参事 堺市市立小学校における学校給食費の未納金につきましては、平成20年度は約40万円で未納率は約0.021%、平成21年度は約65万円で未納率は約0.035%、平成22年度は約112万円で未納率は約0.057%となっております。

文部科学省が実施いたしました全国抽出調査における平成21年度の学校給食費の徴収状況における調査結果では、未納率は約0.6%となっております。以上でございます。

◆芝田 委員 思ったより少ないということで、堺市の場合は少ないなというふうに記憶いたしますけど、この表を見れば、いわゆる平成22年度、昨年度がいわゆる数字的には前年に比べて倍近いわけですけど、ここをもう少し詳しく御説明をお願いします。

◎小林 保健給食課参事 ただいま申し上げましたのは、ことし7月に調査いたしましたものでございます。平成20年度につきましては、当初、21年度調査によりますと148万円ほどございました。学校の努力等によりまして、その金額に、39万円になっているということでございます。同様に21年度につきましても、当初は120万円ほどございましたけれども、その後約65万円に減少しているということです。平成22年度につきましても、ことし7月に調べたものでございますので、学校のほうで御努力していただいて、若干これより減っているものと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 いわゆる払うべきものが払われていないという中で、学校側も未納の回収に努めているわけですけど、いわゆる一番下の平成22年度、児童数56人で111万円ということですが、これが下がっているということでもありますけども、こういったことに時効というのはないんでしょうか。時効というのはあるんですか。

◎小林 保健給食課参事 さまざまな法の解釈がございますけれども、一応時効は10年ということで聞き及んでおります。以上でございます。

◆芝田 委員 その10年というのはどういう法律に基づいて10年という。

◎小林 保健給食課参事 民法でということでお伺いしておりますけれども、保護者の方に請求をしてからということになっておりますので、その法の解釈等はさまざまございます。以上でございます。

◆芝田 委員 時間をかけてでも回収しているということですが、いわゆる卒業して、また転出されたら、それが債権が残ったままということでもありますけど、やはり、払うべきものが払われていないという、やはり公平・公正の面から見れば、そういった保護者に責任があるのかなというふうに思っておりますが、今回、3党合意で子ども手当のいわゆる特別措置法が決定をいたしまして、10月からの分で来年2月の支給から、いわゆる天引き、子ども手当から天引きができる。なおかつ保護者の同意があればできるというようなことが新聞等でも出ております。

過日、9月9日ですけども、8日に会議が国からあったわけですけども、厚生労働省は8日、9月8日ですね、10月から来年1月分の子ども手当から導入される保育料や給食費の天引きについて、過去の滞納分すべての天引きを認める方針を示した。ただし親の同意を条件とする。地方自治体の担当者を集めた会議で明らかにしたということが、先週8日の日に行われたそうです。天引きの仕組みはことしの通常国会に提出され、あとに取り下げた政府案にも盛り込まれたが、天引き対象は手当の支給対象期間に起きた滞納分と想定していた。今回、給食費などの滞納に悩む自治体の要望を受けて、対象期間は限定しない方針に転換したということで、過去にさかのぼることもできるような案が出されたということではありますが、当局はこれを受けまして、どのような今認識、また対応をされるおつもりかお答えいただきたいと思えます。

◎小林 保健給食課参事 委員お示しのとおり、平成23年8月30日に、平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法が公布され、この中で受給資格者から子ども手当の学校給食費等及び保育料に充てる旨の申し出があったとき、市町村が子ども手当からこれを費用の徴収できるという規定が設けられております。詳細につきましては、まだ未定でございますけれども、今後情報収集に努め、関係課と連携調整してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 これから庁内でも検討されるということですが、やはりこういった、やはり自治体から、現場からの要望で、国もこのようなことに踏み出したということを理解させていただいておりますので、しっかりまたこういったことで、公平・公正の観点から、しっかり天引きができると、特に給食費の話をきょうは中心にさせていただきましたけれども、冒頭確認させていただきました学校徴収金には、法令に基づく徴収金として学校給食費、そしてまたその他のもの、そしてまた学校教育活動に係る徴収金としては、補助教材費、行事費、学年費、修学旅行積立金、卒業積立金、高等学校の生徒会費があるというようなことをお聞きしておりますので、同様に天引きができ、なおかつ保護者の同意があればできるということなんで、しっかりこの辺をですね、進めていただきたいことを要望して、この項の質問は終わります。

最後に、校務支援について御質問させていただきます。

学校には、小・中学校には用務員さんという方が、私も自分が小学校、中学校のときに用務員さんにお世話になった経過があるわけですけども、用務員さん、いわゆる用務担

当技術職員さんというのは、現在、学校でどのような仕事をされているか、お聞きいたします。

◎松下 教育委員会総務課長 用務担当の技術職員の業務内容でございますが、校舎内外の補修や除草、樹木の剪定、校内環境の整備、補助教材の補修、課外活動の支援並びに児童・生徒の安全対策等が主な業務内容となっております。以上でございます。

◆芝田 委員 その方は、今、小・中学校のどこに配置されて、何名ぐらいおられますでしょうか。

◎松下 教育委員会総務課長 用務担当の技術職員は、現在50校89名の配置をいたしておるところでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 主に中学校でしょうか。小学校にもおられるんですか。

◎松下 教育委員会総務課長 主にですね、中学校に配置をしているということになってございます。小学校につきましても、現在9校、小学校のほうにも配置がございまして、以上でございます。

◆芝田 委員 二、三年前から、こういったことで用務担当の技術職員さんが補充をしなくて、そしてまた、校務支援員さんという任期付きの職員の方がおられますけれども、この方は今どのような業務をされておられますか、お聞きいたします。

◎松下 教育委員会総務課長 校務支援職員の業務内容でございますが、校外の活動についての引率補助、それと教育活動の支援、校務支援、除草や清掃など環境整備、また施設の設備保全等が主な業務になってございまして、現在、102校、113名の配置をいたしているところでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 どういう経過でこの校務支援員さんの制度を導入されたんでしょうか。

◎松下 教育委員会総務課長 導入の経過でございますが、正規職員の退職不補充に伴いまして、平成22年、この2月から順次採用に至ったものでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 そして、この校務支援員さんが来年の3月で、いわゆる任期が切れるということで、いわゆる我々学校サイドからも、この後どうなるんやということで、そして、また校務支援員さんからも次が決まってないのに、自分としては働きたいんだけど、どうなるんやというような声をよくお聞きいたしますけども、学校現場でこの校務支援員さんに対しての評価並びに校務支援員さんのお声がどのようなものがあるか、お聞きしたいと思えます。

◎松下 教育委員会総務課長 学校現場のほうからは、ありがたいんですが、おおむね良好な評価をいただいているというふうに考えてございます。以上でございます。

◆芝田 委員 校務支援員さんからはどのような声が上がっているんですか。

◎松下 教育委員会総務課長 校務支援員さん御本人のほうからは、学校において働きがいがあるというようなところで、子どもと一緒に1日が楽しいというようなところで、意見をお伺いしているところでございます。以上でございます。

◆芝田 委員　やはり学校現場では、やはり、この後ですね、明年度どうなるんかということと、そしてまた、皆さんが、当局がいろんな制度の機構改革等を検討されておりますけども、今後どのような仕組みづくりで、どのような段階で現場に知らしめるのかお聞きしたいと思います。

◎松下 教育委員会総務課長　現在ですね、学校施設の管理業務のあり方につきまして、より効率的な管理制度を構築すべく、学校現場の意見を聞きながら、よりよい学校環境の整備をめざし、鋭意検討中でございます。示す時期ということでございますが、年内のできるだけ早い時期に管理システムを構築し、示してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

◆芝田 委員　年内よりもね、確かに今、いろいろ検討されて、水面下では進んでいるとはお聞きしておりますけども、早い段階で、そしてまた、こういったときにしっかり現場の声を学校側、そしてまた校務支援員さんの声もしっかりお聞きして、その声を取り入れて、速やかに丁寧に、早い時期に次の制度が示されるよう要望いたしまして、この質問をさせていただきました。きょうはありがとうございました。以上でございます。